

朝日町町内会館運営規約

2011年12月1日 施行
2019年5月18日 改訂1

(目的)

第一条 この規約は、朝日町々内会館（仮称、以下「会館」という。）の運営に必要な事項を定めることを目的とする。

(運営管理)

第二条 会館の運営管理は、朝日町町内会で選出した委員があたる。

(運営委員会)

第三条 委員会は町内会総会にて選出された会館運営部長、会館運営副部長ならびに当番組長（1名以上）で構成される。

2 会館運営部長・副部長の任期は2年、当番組長の任期は1年とする。

3 運営委員会は毎会計年度毎に、年間の利用状況、収支決算書を町内会総会に報告し、承認を得ることとする

(会館の使用)

第四条 会館は、地域住民の親睦・福利厚生・交流の施設として使用することを原則とする。

2 町内会及び会員が使用しない日で、委員会が使用を認めるときは、他の団体等に使用させることができる。

(使用許可)

第五条 会館は、次の各号に該当する場合、委員会は使用許可を与えないことがある。

(1) 公序良俗に反するとき。

(2) 危険物を持ち込んで使用しようとしたとき。

(3) 委員会の承認を得ない営利事業

(4) 本規約に反する行為を成した時は、その後の使用を制限する。

(5) その他、運営委員会が使用を適当でないと認めるとき。

(使用の申込み)

第六条 会館を使用しようとする者は、別表1の通り使用許可を受けること

(会館使用料)

第七条 会館の使用料は有料とする。ただし、町内会の運営のための会合等、運営委員会が減免許可をする場合がある。

2 減免許可については、別に定める。

3 会館の使用時間、使用料は別表2に定める。

(使用者の義務)

第八条 使用者は、会館の使用にあたって、次の各号に掲げる事項を遵守すること。

(1) 使用後は清掃の上、整理整頓し機・椅子等の備品を現状に復すること。

(2) 退出の際には、火気及び戸締りを確認すること。

(3) 退出の際には、ゴミは持ち帰ること。

(4) 使用の際に、大声を出すなど近隣に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(5) その他委員会の指示に従うこと。

2 使用者が故意又は重大な過失により、施設及び備品を破損した場合には、その全額を賠償するものとする。

(維持管理)

第九条 会館の財産にかかわる公租公課等維持管理に必要な経費は朝日町町内会が負担する。

(規約の改正)

第十条 この規約の改正・変更は町内会総会の議決を経るものとする

附 則 この規約は2011年12月1日から施行する。

(別表1) 使用の申し込みについて

- 1 必要事項を記入し、所定の申込書により申し込むこと
 - (1) 利用団体名（個人の場合は省略できる）
 - (2) 団体責任者名ならびに住所・連絡先電話番号
 - (3) 利用する人数
 - (4) その他申込書に記載すべき項目
- 2 本会館は藤沢市の補助で建設されたものであり、利用申込責任者は藤沢市在住者ないし藤沢市内に勤務先があること。
- 3 申し込みは随時受け付け、先着順とする。
- 4 使用料納入を以って利用確定とする。
- 5 利用者は利用日の1週間前までに利用料を添えて、委員会に申し込むこと。但し空いている場合は、利用当日でも申し込みを受け付ける。
- 6 申し込みは部屋毎・日毎・午前・午後・夜別に受け付ける。
- 7 会館使用時間は午前：9：00から13：00、午後：13：00から17：00、夜：17：00から20：00とする。

(別表2) 会議室使用料

	使用時間	会議室（大）使用料	会議室（小）使用料
午 前	9：00～13：00	1,000円	500円
午 後	13：00～17：00	1,000円	500円
夜	17：00～20：00	1,000円	500円

減免許可規程

- 1 朝日町町内会の会議、会合、懇親会は使用料を免除する。
- 2 クラブ朝日会（朝日町老人会）、湘南朝日会の会合は使用料を免除する。
- 3 藤沢市主催の会合はこれを免除する。
- 4 藤沢市内町内会の会合は使用料の半額を免除する。
- 5 その他運営委員会が「減免が妥当」と認めた場合は、その都度減免額を決定する。

減免許可規程の解釈

- 1 朝日町々内会の会議とは
 - (1) 定期総会、臨時総会
 - (2) 役員会議、各部会主催の会議をさす。
 - (3) 各組長が主催し、組内の会員が参加しての会議
- 2 朝日町々内会の会合とは
 - (1) 朝日町々内会主催の各種会合
 - (2) 各部会主催の行事
 - (3) 各組長が主催し、組内会員が参加しての行事
- 3 朝日町々内会の懇親会とは
 - (1) 朝日町々内会主催の新年会、誕生日会、忘年会など
 - (2) 各部会主催の各種懇親会
 - (3) 各組長が主催し、組内会員が参加する懇親会

上記1から3の各種会議・行事・懇親会は総会を除き、使用する部屋は1階クロマツとする。

2階のふじ、かわせみを使用する場合は、使用料を負担するものとする。

尚、運営委員会が一定の条件の下、発生する使用料を減免することが出来る。

減免の条件

1. 下記条件に当てはまる場合は使用料を免除する。
 - (1) 会議・会合・懇親会が町内会の年間公式行事に係るもの
 - (2) 関係する参加者が多く、2階を使用することが妥当と判断されること
2. 下記条件に当てはまる場合は使用料を半額免除する
 - (1) 会議・会合・懇親会が町内会の公式行事に準ずると判断されるもの
 - (2) 運営委員会が使用を認めた場合